

後期高齢者医療保険料のお知らせ

① 令和 7 年度後期高齢者医療の保険料が決定しました

後期高齢者医療制度の保険料は、令和 6 年中の所得金額と令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年 4 月 2 日以降資格取得の方は、資格取得日）の世帯状況及び 4 月以降の加入月数をもとに算定し、決定しています。令和 7 年度分の保険料額と期ごとの納付額は、保険料額決定通知書でご確認ください。

② 保険料額決定通知書の見方

【 保険料算定の基礎 】

① 賦課のもととなる所得金額		②所得割率	③所得割額 ①×②（12 か月分）		④均等割額 （12 か月分）	⑤算出額 ③+④または③+⑪			⑥限度超過額
〇,〇〇〇,〇〇〇円		11.83%	〇〇〇,〇〇〇円		60,004 円	〇〇〇,〇〇〇円			〇〇,〇〇〇円
⑦所得割軽減額 （12 か月分）	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額 （12 か月分）	⑨年保険料額 ⑤-⑧-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	**	*	**	⑮保険料額 ⑨+⑬-⑩-⑭
〇〇,〇〇〇円	〇割	〇〇,〇〇〇円	〇〇〇,〇〇〇円	〇〇	〇〇,〇〇〇円	**	×	**	〇〇〇,〇〇〇円

「月数」

保険料計算の対象となる月数を表示しています。

「年間保険料額」

年間の保険料額を表示しています。
10 円未満は切り捨てます。

社会保険の被扶養者であった被保険者に係る軽減について、本年度分の保険料算定の基礎を以下に表示します。

⑪均等割額 （12 か月分）	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額 （12 か月分）	⑬年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭月割減額
〇〇,〇〇〇円	〇割	〇〇,〇〇〇円	〇〇,〇〇〇円	〇〇	〇〇,〇〇〇円

【 年間保険料額 】

〇〇〇年度分の保険料額
〇〇〇,〇〇〇円

① 「賦課のもととなる所得金額」・・・総所得金額等から基礎控除額を控除した金額を表示しています。

② 「所得割率」・・・令和 7 年度の所得割率は 11.83%です。

⑧ ⑫ 「均等割軽減額」・・・均等割額の軽減または社会保険の被扶養者の軽減の対象となる場合、その軽減額を表示しています。

● 県外へ転出された方など

現在、福岡県の被保険者資格がない方でも、令和 7 年 4 月以降に加入期間がある場合は、月末に宗像市に住民登録がある月数で月割計算した保険料額を納めます。

● 福岡県内の他市町村から宗像市に転入された方 ※年間の保険料額は変わりません

- ・宗像市に転入した月の前月分までの保険料・・・転入前の市町村に納めます。
- ・宗像市に転入した月からの保険料・・・・・・宗像市に納めます。

③ 保険料と医療費負担の仕組み ～保険料は医療費の大切な財源です～

医療費は、被保険者が病院などで支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。この医療給付費のうち、**約1割**を被保険者が保険料として負担します。

医療給付費

公費（税金）約5割 国：県：市町村＝4：1：1	
保険料約1割	後期高齢者支援金 （現役世代の保険料）約4割

個人ごとの保険料

均等割額

60,004 円

+

所得割額

$$\left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等※1} \\ - \text{基礎控除額※2} \end{array} \right] \times \text{所得割率} \quad \mathbf{11.83\%}$$

【賦課限度額：80万円】所得の多い方でも、年額80万円が上限

- ※1 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等で、各種所得控除前の金額です。障害・遺族・老齢福祉年金は非課税年金のため、保険料算定の基礎となる所得には含まれません。
- ※2 合計所得が2,400万円以下の場合43万円です。2,400万円を超える場合は異なります。

④ 保険料の軽減【令和7年度】

●均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて、**均等割額（年額 60,004 円）**が軽減されます。

軽減割合	軽減後の 均等割額（年額）	対象者の所得要件
7割軽減	18,001 円	同一世帯※1内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※2の合計額で判定 43万円（基礎控除額） ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下の世帯
5割軽減	30,002 円	43万円（基礎控除額）＋30.5万円×被保険者数 ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下の世帯
2割軽減	48,003 円	43万円（基礎控除額）＋56万円×被保険者数 ＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）※3 以下の世帯

- ※1 令和7年4月1日（令和7年4月2日以降資格取得の方は、資格取得日）の世帯が基準となります。
- ※2 軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となるなど、例外があります。
- ※3 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

●後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険の被扶養者であった方の軽減

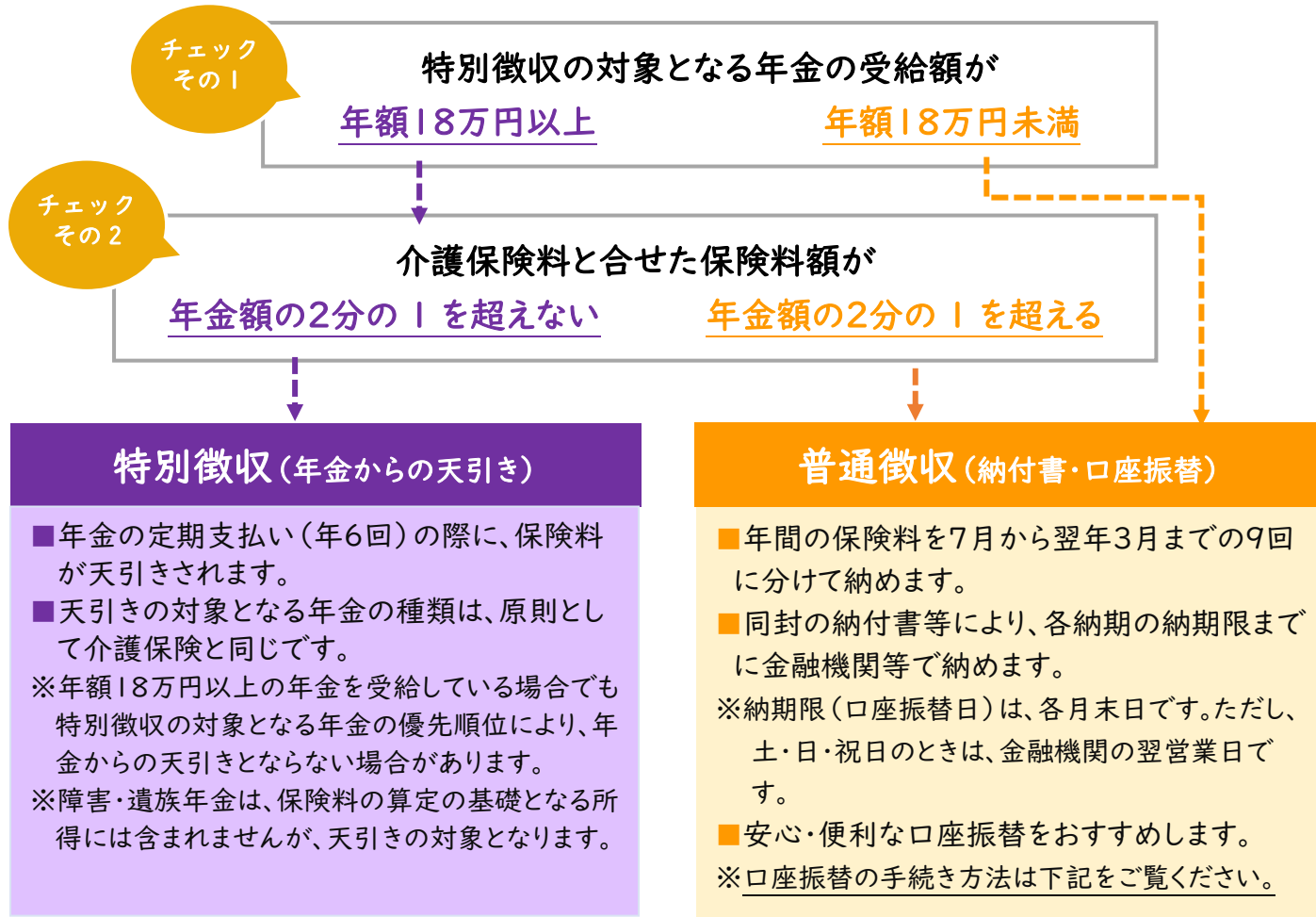
社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）、組管掌健康保険、船員保険、共済組合などをさします。ただし、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

均等割額：5割軽減（年額 30,002 円）

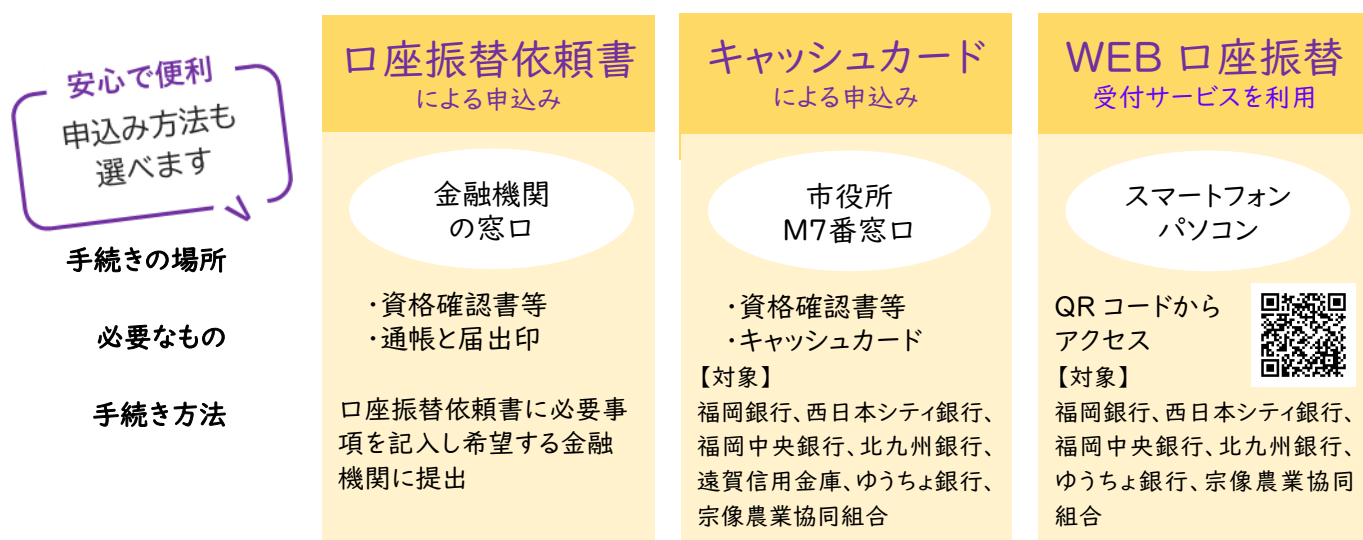
- 所得割額はかかりません。
- 均等割額の軽減は、制度加入後2年間に限ります。
- 均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減が優先して適用されます。

5 保険料の納め方

原則として特別徴収（年金からの天引き）ですが、年度の途中で75歳になられた方や年金の額等によっては、普通徴収（納付書または口座振替での納付）になります。



● 口座振替の申込み方法



● 特別徴収（年金天引き）から口座振替へ変更できます

変更を希望する年金受給月の3ヶ月前までに申請が必要です。ただし、これまでに保険料の滞納がある場合は、変更が認められないことがあります。

すでに口座振替をお申込みされている場合も、年金天引きを口座振替に変更するためには申請が必要です。

6 保険料の減免

災害や所得の著しい減少など、特別な事情により保険料を納めることが著しく困難になったときは、申請により保険料が減免される場合があります。宗像市国保医療課までご相談ください。

保険料の納付が著しく困難であることが前提です。減免基準に該当しても、一律に認められるものではありません。

種 類	減 免 基 準
災 害	震災、風水害、火災などの災害により、被保険者等※ ¹ の財産に一定の損害を受けた場合
所得減少※ ²	1.被保険者等※ ¹ の所得が、事業の休廃止や失業などにより前年に比べ30%以上減少し、かつ310万円以下である場合 2.申請日時点で被保険者等※ ¹ が保有している預貯金合計額が310万円以下である場合。
生活保護	生活保護の適用を受けるようになった場合
給付制限	刑事施設などに収監され給付を受けられない期間が月をまたがってあった場合

※¹ 被保険者等には、被保険者と同一世帯の世帯主及び他の被保険者を含みます。

※² 申請時には、生活状況の聞き取りと通帳のコピー（世帯主および被保険者全員分）の提出等、資産状況の確認を行います。

7 保険料を納めないでいると

保険料は納期限内にきちんと納めてください。納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などが徴収されることがあります。

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合、滞納処分の措置がとられることがあります。

8 後期高齢者医療保険料の納付義務について

高齢者の医療の確保に関する法律第108条第2項、第3項の規定に基づき世帯主及び配偶者は、被保険者と連帯して当該保険料の納付義務を負います。

ご相談ください

保険料の納付などでお困りのときは、
宗像市国保医療課 後期高齢者医療係まで

9 お問い合わせ先

■ 福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター

電 話 092-651-3111

FAX 092-651-3901 ※FAXは言語・聴覚等に障がいがある方向けです

平 日 朝8:30 ~ 夕方5:30 (土・日・祝日及び年末年始を除く)

《保険料の納め方・納付相談について》

■ 宗像市国保医療課 後期高齢者医療係 (M7 番窓口)

電 話 0940-36-1348 (直通)

FAX 0940-36-7015

平 日 朝8:30 ~ 夕方5:00 (土・日・祝日及び年末年始を除く)